

昨年、防衛省の防衛監察本部が、全自衛隊員を対象に「パワハラ」やセクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」)の実態を調査した特別防衛監察で、被害を受けたとする隊員からの申告が約1400件あったという。

厳しい訓練と規律の理由

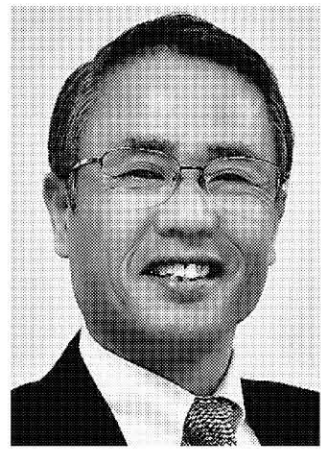
パワハラを繰り返したとして、複数の幹部自衛官が降任処分という極めて厳しい懲戒処分を受けたことに対し、違和感を覚えたのは筆者だけではない。パワハラがどういった状況で行われたのか知る立場にない筆者が、軽々に物申すことは控えなければならぬ。一般的に言えるのは自衛隊は有事、極限状況下でも国家、国民を守るために、防衛任務を果たさなければならぬ。自ずと訓練は厳しくなり、規律の厳格さも徹底して要求される。そうした特殊性を度外視し、一般社会と同等の基準や価値観で判断しているとしたら、将来陸隊をきたす可能性がある。米海兵隊は4軍の中の最精鋭を誇り、新兵の訓練も厳しい。入隊

自衛隊「パワハラ」扱いは慎重に

教育期間は13週間に及び、4軍の中でも最も長く、苛烈な訓練が行われる。着隊した途端、罵詈雑言が面と向かって浴びせかけられ、個性を徹底的に否定される。部隊の一員として自覚させられ、命令に対する絶対的服従を徹底して叩き込まれる。戦場ストレスを克服して任務を遂行するのに欠かせない訓練である。脱落者は容赦なく除隊させられ、厳しい戦闘訓練や罵詈雑言のストレスに耐えた者だけが「Marine(米海兵隊員)」と名乗ることを許される。これをパワハラと切って捨てるのは、米海兵隊の精強性は崩壊する。

同様に、国家防衛という至上の任務を与えられている自衛隊が、一般社会とハラスメント基準が同じであってよいわけがない。セクハラについては、規律、団結維持の観点から、一般社会よりもっと厳格な基準が必要であり、罰則についてもより厳しくすべきだろう。

正論



麗澤大学特別教授
元空将
織田 邦男

う。パワハラについても、一般社会と基準が違って当然だ。

一般社会の「定義」でいいか

「階級、職権、期別、配置等による権威若しくは権力又は職場における優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、隊員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為」と定義されており(防衛省ホームページ)、「職務」には、教育訓練も含まれる。

この定義だと米海兵隊の新兵教育は「組織的パワハラ」と断罪されかねない。平時におけるデスクワークの職場では、それでいいかもしれないが自衛隊の任務は戦闘に勝つことだ。想定される実戦状況下、そのための教育訓練で、この定義はそのまま適用できない。軍隊と一般社会とは、価値観が違う。だからこそ、軍法があり、軍法会議がある。一般社会の基準や価値観で軍事行動を裁くことはできない。自衛隊は「軍隊」ではないが軍事組織である。日本

国憲法において特別裁判所の設置が禁じられており、自衛隊には軍法も軍法会議も存在しない。ここに問題の淵源がある。

大戦後、同様な位置付けに置かれたドイツ軍も軍法はなかった。だが冷戦後、NATO域外派遣が合憲とされた判断に合わせて、軍法を制定した。軍事裁判所は未だ設置されていないため、一般司法裁判所で軍法に基づき裁かれる。有事がリアルになった昨今、自衛隊も軍法の必要性が語られるが、ここではひとまずおく。

萎縮し、精強性減じるな

戦場で心身ともに極限状況で任務を完遂するには、並外れた気力、体力、忍耐力、そして戦場ストレスへの耐性が求められる。自衛官は厳しい教育訓練を通じて、この能力を身につける。厳しい訓練には苦痛が伴う。だが苦痛に耐え、乗り越えてこそ精強性が身につく。苦痛に心が萎えそうになった時、罵詈雑言に近い言葉で兵士を奮い立たせるのは、指揮官の役目である。それをパワハラと断罪するのは、精強な自衛官育成を放棄しているに等しい。

座禅で睡魔や邪念が入るような時、僧侶が修行者を警策で打つ。これを「暴力」と非難する人はいない。警策で打つ行為は、坐禅修行が円滑に進むようにという「慈悲」であり「愛の鞭」である。

筆者もパイロット学生時、教官から罵詈雑言を浴びせかけられることは日常茶飯事だった。それは極限状態にあつてミスを起こさないうための「警策」であった。おかげで35年間のパイロット生活を無事終えることができた心から感謝している。

「パワハラ」と「愛の鞭」との境界は、曖昧である。時々状況や環境にもよる。軍法のない自衛隊が、大声で叱咤激励することさえ一律に「パワハラ」と断罪すれば、指揮官や指導者を萎縮させるに違いない。結果的に精強な自衛官育成の足枷になると懸念する。自衛隊に対し、一般社会の基準や価値観を安易に適用することには慎重であるべきだ。自衛隊の精強性を減じ、ひいては日本の抑止力の低下につながりかねないのだ。(おりた くにお)